化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

の輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要規化	三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合(そ イ そ	ているとき。 規化学	学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられを受け	て、その新規化学物質が廃棄されるまでの間においてその新規化が規模と	法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつり、厚	新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方 め、厚	ために必要な措置が講じられているとき。 二 新規	までの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止する規化学	する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となる第十八	新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入 薬事	合とする。する。	第二条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場 第二条 法	(新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合) (新規2	第一条・第一条の二 (略) 第一条・第	改 正 案	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 (昭和四十九年政令第二百二号)
規化学物質を製造し、及び輸入しようとする者にあつては、こ	その新規化学物質の一年間の製造数量又は輸入数量(その新	規化学物質を製造し、又は輸入するとき。	を受けた場合において、その確認を受けたところに従つてその新	新規化学物質の製造又は輸入が次のイ及び口に該当する旨の確認	厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出て、その	厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところによ	新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者が、あらかじ	規化学物質を製造し、又は輸入するとき。	第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新	薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項又は		法第三条ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合と	規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)	第一条・第一条の二 (略)	現	百 号)

——————————————————————————————————————		第 	 第 、』	2
厚生労働大臣	する。 (審議会等で政令で定めるもの)(審議会等で政令で定めるもの)	第三条~第六条 (略)		法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、講じられているとき。
薬事・食品衛生審議会	だれ同表の下欄に掲げるとおりと既会等で政令で定めるものは、次の		法第四条の二第四項第一号の政令で定める数量は、十ト例等の対象となる場合)	法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。講じられているとき。 の新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が)であつて、その新規化学物質が輸出されるまでの間においてそ
厚生労働大臣	(審議会等で政令で定めるもの)	第三条》第六条 (略)	(新設)	2 厚生労働大臣、経済産業大臣に係る前項第二号の規定によるに係る前項第二号の規定によるして、その新規化学物質に入数量を合計した数量が一トンスを受ける。
薬事・食品衛生審議会	とにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上で定めるもの)			てはならない。 一大の新規化学物質による環境の汚染が生じ、人の健康をして、その新規化学物質による環境の汚染が生じ、人の健康をして、その新規化学物質による環境の汚染が生じ、人の健康をして、その新規化学物質による環境の汚染が生じ、人の健康をして、の新規化学物質による環境の汚染が生じ、人の健康をして、の新規化学物質による環境の汚染が生じ、人の健康をして、の新規化学物質による環境の汚染が生じ、人の健康をして、の新規化学物質による環境の汚染が生じ、人の健康をしている。

環	経	2 ° 上	 環	経	-
環 境 大臣 日	経済産業大臣	欄に掲げる大臣ごとにそれ法第四十一条第二項の審議	環境大臣	経済産業大臣	
中央環境審議会	化学物質審議会		中央環境審議会	化学物質審議会	_
			環境大臣	経済産業大臣	
			中央環境審議会	化学物質審議会	_